

# TOKIWAファンタジア2023

## 光と音を融合させたメディアアート実施業務 仕様書

### 1. 業務名

TOKIWAファンタジア2023光と音を融合させたメディアアート実施業務（以下「本業務」という。）

### 2. 業務の目的

今年で16回目を迎えるときわ公園（以下「公園」という。）の冬の夜を彩るイベント「TOKIWAファンタジア」を充実させるため、光と音を融合させたメディアアート等を導入してエンターテインメント性を高めることにより広域からの誘客を強化することを目的とする。

### 3. 委託期間

契約日から令和6年1月31日（水）まで

### 4. 業務の内容

#### ア 委託期間

①準備期間 契約締結日～令和5年11月25日（土）まで

ただし、令和5年11月20日（月）までに点灯確認及びリハーサルを実施すること。

②実施期間 令和5年11月26日（日）～令和6年1月8日（月・祝）

点灯時間 17:30～21:30まで

③撤去期間 令和6年1月9日（火）～令和6年1月31日（水）まで

イ 設営区域 ときわ遊園地（以下「遊園地」という。）（別紙1参照）

ウ 費用 15,000,000円（税込）以内

#### エ 業務内容

##### (1) コンセプト

遊園地を光と音であふれる夢のある世界へと生まれ変わらせ、何度でも来たく  
なるような空間を創出する。

##### (2) TOKIWAファンタジア2023企画案の作成

①企画は、遊園地内をイルミネーション等の光や、音や映像等を用いて総合的に演出する内容とすること。

- ②ショータイムを設けた企画とすること。
- ③発注者が用意するイルミネーション作品について、受注者は効果的な配置先を提案し、会場全体のコーディネート案を企画に盛り込むこと。

＜参考＞ 前年度作品数：59

- ④光や音の演出にあたっては、近隣住民に配慮すること。
- ⑤別紙1で示す企画提案エリア内において、遊園地への誘導策を企画すること。

### (3) 事業計画、実施スケジュールの作成

事業計画及び実施スケジュールを作成し、契約締結後、速やかに提出すること。

### (4) イルミネーション等の設置

- ①別紙1の施工エリアを(1)コンセプトに基づき装飾すること。なお、装飾の際に宇部市(以下、発注者とする)が所有する構造物(躯体)を貸出することができる。貸出しにあたっては、無償貸与とするが、当該構造物(躯体)の設置、保守及び撤去に要する費用は受託者の負担とする。

※貸出し可能な構造物(別紙2参照)

- ②イルミネーション等を設置した際のイメージ図及びデザインや平面配置等の設計書(使用機器の種類・数量・消費電力等を明記)を作成し、発注者に提出すること。
- ③会場に設置している一次電源(家庭用コンセント)以降の必要となる電源及び配線等の施工費用は受託者が負担すること。また、配線図を作成し、発注者に提出すること。
- ④装飾に用いる物品及び保守に係る経費は受託者負担とする。
- ⑤発注者が指定する時間で自動点灯及び消灯が可能な仕様とすること。ただし、発注者が指定した日時では手動による点灯が可能な仕様とすること。
- ⑥設置物の落下、転倒、被害等が出ないように受託者責任のもと、十分に注意(特に強風対策)をして設置を行うこと。また、装飾品の延焼防止や漏電の防止など安全対策を講ずること。

### (5) 実施期間における保守管理

- ①実施期間中に、不点灯電球や漏電トラブルが発生した場合には、すみやかに発注者に報告し、迅速にその対応を行うこと。(荒天時は必ず点検を行うこと。)なお、復旧に時間を要す場合には代替策を準備しておくこと。

### (6) イルミネーションの撤去・収納

- ①実施期間終了後は設置したものをすべて撤去すること。
- ②産業廃棄物については、受託者が適切に処分すること。
- ③(4)①により貸与した構造物については、発注者が指定する保管場所へ収納すること。

(7) 実績報告

事業終了後に、実績報告書を速やかに提出すること。

なお、実績報告書に記載すべき事項は次のとおりとする。

①作業状況

会場設営・撤去の作業状況が分かる書面（写真を用いること）

②点検管理記録簿

設置物の保守点検・トラブルの対応記録

(8) 事故発生に備えた対処

①万一の事故発生に備えた体制等を提案すること。

②受託者が設置した物については、受託者の責任において損害賠償責任保険に加入するものとし、保険の経費は受託者の負担とする。

③万一事故が発生した場合は、受託者の責任において処理すること。

④委託作業中、既設工作物等に破損事故等発生した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、受託者の責任においてただちに復旧処理すること。

(9) 著作物等の取扱い

①著作権等調整が必要な権利関係が存在する場合、受託者は権利所有者等と必要な調整を行うこと。

②著作物の使用にあたって使用料等が必要な場合は受託者の負担とする。

③万一損害が生じたときは、受託者の責任と負担において補償等を行うこと。

(10) その他

本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を受けること。